

【対象機関等について】

問 1. 大学共同利用機関法人に属する研究所が単独でホスト機関となり応募できるか。

（答）

大学共同利用機関の場合、ホスト機関となりうるのは、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）に言う大学共同利用機関法人であり、全体責任者は機構長となります。

問 2. 特定非営利活動促進法でいう法人（NPO 法人）は応募できるか。

（答）

応募可能です。

公募要領に記述される公益法人には、一般社団法人又は一般財団法人に加え、特定非営利活動促進法でいう法人（NPO 法人）が含まれております。

問 3. 2 機関が対等の関係で共同して同一分野のプログラムを応募できるか。

（答）

本プログラムの主旨に鑑み、中核となるホスト機関が明確になっていることが求められ、2 機関共同での応募は認められません。

【中長期的なビジョンについて】

問 4. 拠点形成の中長期的なビジョンについて、具体的に拠点構想の応募様式のどの部分に記載すべきか。

（答）

公募要領に言う「中長期的なビジョン」は、拠点長（拠点構想責任者）としてのビジョンであり、拠点長候補者の責任において作成し、「1. 拠点構想等の概要」の後に添付する必要があります。

【対象分野について】

問 5. 対象分野に「原則として」とあるが、融合領域でなくてもかわまわないのか。

（答）

「異分野を融合させる」ことはあくまで原則であり、単独分野の応募そのものを排除するものではありません。

問 6. 「異分野の融合」について、本プログラムで従前あった公募と同じように、複数の分野にまたがる融合領域でなければならないのか。

(答)

従前の公募では、分野を例示し、それらの分野を複数にわたってまたがる融合を求めましたが(参考)、今回の公募では、焦点を絞った研究領域が対象であり、例示のような分野をまたぐ融合までは求めていません(排除もしていません)。一方で、原則として異分野(あるいは異領域)を融合させ、将来の重要な学問分野の創造が期待される研究領域を対象としており、融合領域の創出が本プログラムの特徴であることには変わりありませんので、そのような構想を推奨しています。

(参考) 従前の公募時に例示した分野

生命科学、化学、材料科学、電子工学・情報学、精密・機械工学、物理学、数学

問 7. 人文社会科学は対象分野に含まれるか。自然科学の 1 分野と人文社会科学分野の融合は対象として含まれるか。

(答)

人文社会科学のみに係るものは、対象となりません。また、人文社会科学との融合であることをもって、公募要領に言う融合領域の要件を満たしているとは判断されません。(このことは自然科学と人文社会科学の融合分野を排除するものではありません。)

【運営について】

問 8. 拠点長は、ホスト機関の研究者ではなく、海外の研究者もしくは国内他機関の研究者を招へいしてもよいか。

(答)

拠点長は、必ずしもホスト機関の研究者である必要はなく、海外あるいは国内他機関の研究者を招へいすることも可能です。ただし、プログラムの性格上、拠点長は「専任」であることが求められます。

問 9. 拠点長は他のプログラムの代表者を兼務することができるか。また、現在他のプログラムの代表者となっているものを拠点長候補者とすることは可能か。

(答)

専ら研究開発を目的とする研究課題型の競争的資金の研究代表者等との兼務は問題ありません。

問 10. 拠点長が、大学等における他の教育研究や役職、他の拠点形成プログラムの構成員(研究代表者を除く)を兼任できるか。

(答)

拠点長が、形式的に兼任することは排除しませんが、実態として拠点長としての活動に専従しているかが評価されます。(例えば、他の職を兼任する場合でも、その職

における活動が拠点の活動とみなせる場合は、当該職を兼任することに制限はありません。)

問 11. 研究グループの代表として拠点を構想した者がマネージャー（拠点長）ではなくプレーヤーにとどまり、拠点長として拠点経営する者を別に配置することは可能か。

（答）

研究グループの代表として拠点を構想した者と別の者を拠点長として配置することは可能です。

また、拠点を構想した者が主任研究者等として拠点構想に参画することも可能です。

問 12. 拠点長は、主任研究者を併任できるか。

（答）

拠点長が主任研究者を兼ねることについては、特に制限はありません。

問 13. ホスト機関の長を拠点構想責任者として登録することは可能か。

（答）

ホスト機関の長を拠点長として登録できるかということであれば、拠点長には、当該拠点の活動に専任していただくことを求めていますので、事実上、難しいのではないかと考えます。

一方、拠点長が着任するまでは、便宜上、研究グループのリーダーが拠点構想責任者となりますが、その立場として、ホスト機関の長が拠点構想責任者を兼ねることは、問題ありません。

ただし、その場合においても、事業開始後、速やかに拠点長が着任し、拠点構想責任者として当該拠点の活動に専念いただくことが望まれます。

問 14. 主任研究者に年齢制限はないか。

（答）

主任研究者について特に年齢制限は設けませんが、当該拠点が 10 年間にわたって活動を維持できる体制となっているかどうか、審査の際に評価されます。

問 15. ホスト機関以外から主任研究者を招へいする場合、任期制としてもよいか。

（答）

主任研究者を任期制で採用することは問題はありません。

問 16. 拠点長の着任は本プログラムの開始（平成 24 年 10 月）と時間的なタイムラグが許されるか。また、どの程度のタイムラグが許されるか。

(答)

拠点長は、拠点設立当初から着任しなければならないということではありませんが、着任時期については明確にする必要があります。

また、着任までの時間については、特に制限を設けませんが、なるべく早期に着任することが望まれ、着任時期も審査の際の判断の材料となります。

問 17. 拠点長が研究遂行上の実質的な判断が行え、リーダーシップが発揮できる体制が整備されることを求めているが、実質が確保されれば、形式的には既存の部局の下にあって部局長の管理・監督を受ける形でも許容されるか。

(答)

ホスト機関内における拠点の位置づけについては特に形式的な要件はなく、どのような形で拠点を設置するかはホスト機関の判断に任されますが、審査の際には、各拠点構想毎に、拠点長のリーダーシップと実質的な判断を本当に担保する体制になっているかが評価されます。

また、ホスト機関には、当該拠点において、「機関内の従来の運営方法にとらわれない手法（英語環境、能力に応じた俸給システム、トップダウン的な意思決定システム等）を導入できるように機関内の制度の柔軟な運用、改定、整備等に協力する」ことをコミットすることが求められます。

問 18. 自治体が運営している財団法人等が連携機関やサテライトになりうるか。

(答)

世界トップレベル研究拠点を形成するために必要であれば、自治体が運営している機関等が連携機関やサテライトになることは排除されません。

問 19. 民間企業が連携機関やサテライトになりうるか。

(答)

サテライトは当該拠点の出先機関として連携する組織をイメージしており、あくまで拠点の一部として機能するものであり、民間企業がサテライトになることは排除されませんが、あまり想定されていません。

【拠点を構成する研究者等】

問 20. 主任研究者について、かなりの部分をホスト機関の研究者ではなく、ホスト機関以外の外国人研究者を招へいすることによって構成してもよいか。

(答)

主任研究者の招へいについては、ホスト機関の研究者である必要はなく、ホスト機関以外からの研究者の招へいについては制限を設けません。

問 21. 主任研究者は専任でなく、兼任（あるいは併任）としなければならないか。また、兼任の場合、例えばエフォート 10%でも、拠点を構成する研究者数を数える際に、1 人と勘定して良いか。

（答）

主任研究者については、専任であっても、兼任であっても構いませんが、本事業を遂行する上で中心的な役割を期待されており、それに十分に応えられることが重要です。

主任研究者が兼任の場合（エフォートが 100%未満）でも、拠点を構成する研究者としては一人と数えます。また、エフォートについて具体的な下限は設けないものの、前述の観点から、拠点を構成する研究者には、ある程度拠点としてまとまった活動を行ってもらうことが期待されており、エフォートの小さい研究者のみで構成された拠点構想については、審査の際に不利な評価を受けることが想定されます。

問 22. 主任研究者が兼任の場合、1 年間に拠点到どの程度滞在しなければならないというような制限はあるか。

（答）

個々の主任研究者について、兼任の場合の拠点到への滞在期間についての基準は設けません。

ただし、審査においては、拠点全体として、「ある程度の規模を有する中核が物理的に集結している」かが評価されます。

問 23. 他の拠点プログラムに参画している研究者が、本プログラムにも参画可能か。

（答）

拠点長以外の研究者の他のプログラムとの兼任については、特に制限を設けません。

ただし、その研究者が拠点構想の実現のための活動にどの程度の時間を割くのか（エフォート）を明示していただきます。また、その際、競争的資金による活動であっても、当該拠点構想の目的に合致し、当該拠点において実施するものであれば、拠点のための活動とみなしていただいて構いません。

問 24. 主任研究者が本プログラムの他の応募と重複しても支障はないか。

（答）

本プログラムの各拠点構想間での主任研究者の重複については特に制限を設けておりません。

ただし、当該研究者のエフォートの算出にあたっては、各拠点構想の活動は、排他的に取り扱います。

問 25. 名誉教授や客員教授も拠点を構成する研究者となりうるか。

（答）

名誉教授や客員教授が拠点構想に参画することについては制限を設けておりませ

んが、それらの研究者が拠点を構成する研究者となりうるかどうかは、当該拠点においてその研究者が実際にどの程度研究活動を行っているかにより、個別に判断されます。具体的な研究活動を伴わない研究者は、肩書きの如何によらず、当該拠点を構成する研究者とみなされません。

問 26. 世界トップレベルの研究者の指標として、i) 国際的影響力の具体的な指標 a) ～e) のすべての要件を満たす研究者でなければならないか、あるいは、一つまたは複数満たすことでよい。

(答)

各研究者が全ての要件を満たす必要はなく、例示に挙げられた指標等を参考に、当該研究者が世界トップレベルの研究者であるかどうかを総合的に判断されます。

問 27. 「拠点を構成する研究者等」の数値目標は拠点設立当初から実現されなければならないものか。また、仮にそうでない場合はいつまでに実現しなければならないのか。

(答)

公募要領に挙げられた数値目標は、必ずしも拠点設立当初から実現される必要はありませんが、拠点設立当初に目標が達成されていない場合は、それらを達成するための具体的計画（時期・手順など）を明確にする必要があります。

また、目標の達成時期については、特に制限（「何年以内に達成しなければならない」など）を設けませんが、審査の際の判断の材料となります。（一般的に、より早期に目標が達成される方が有利に評価される可能性が高いと思われます。）

問 28. 拠点の規模として、「総勢 70～100 人程度あるいはそれ以上」という目標値は例外なく満足しなければならないものか。

(答)

「総勢 70～100 人程度あるいはそれ以上」というのは、目安であり、この条件を満たさないからといって応募できないということではありません。

ただし、審査の際には、各拠点構想が、その規模も含め、本プログラムの目的である「目に見える拠点」の形成を目指すものとなっているかが評価されます。

問 29. 数値目標が達成されない構想は審査対象から排除されるか。

(答)

数値目標については、いずれも目安であり、全ての目標を満たさないからといって審査対象から排除されるものではありません。

ただし、審査の際には、各拠点構想が、当該数値目標との関連も含め、本プログラムの目的である「目に見える拠点」の形成を目指すものとなっているかが評価されます。

問 30. 連携する機関の数に上限はあるか。

(答)

連携する他機関の数に制限は設けませんが、審査の際は、「研究水準が高く、ある程度の規模を有する中核が物理的に集結している構想となっているか」、また、他機関との連携が「拠点全体としての機能の補完・強化」に本当に寄与するかどうか評価されます。したがって、いたずらに連携機関の数を増やすことは、審査の過程で不利に扱われる可能性があります。

問 31. 応募にあたって、連携先の他機関の承諾を事前に受ける必要があるか。その際、連携先の機関長の正式な文書は必要か。

(答)

必ずしも詳細な条件等も含め完全に合意に達することを求めるものではありませんが、基本的には、採択された際には協力するという方向で話をいただければ良いと考えます。また、応募に際し、そのことに関しての文書の提出は必要ありません。

問 32. サテライト的な機能とはどのようなものか。

(答)

公募要領に言う「サテライト的な機能」とは、国内外の他機関との有機的な連携等を進めるために設ける、いわば拠点の出先機関として機能する組織をイメージしており、あくまでも拠点の一部として機能するものを想定しています。(連携する相手機関が「サテライト」ではありません。)

問 33. サテライトの設置の有無が審査基準に影響するか。必ずしもサテライトを設ける必要はないか。

(答)

サテライトを設けなければいけないということはありません。

ただし、サテライトを設けた結果として構想全体が良いものとなれば、そのことは審査の上でプラスに評価されることとなります。

問 34. 海外の機関と連携することは可能か。また、海外にサテライトを設置できるか。

(答)

連携する機関については、拠点全体としての機能の補完・強化を図るものであれば、必ずしも国内の機関である必要はなく、海外の機関との連携(サテライトの設置を含む。)は可能です。

【環境整備について】

問 35. 「研究者から教育研究以外の職務を減免する」、「研究者が研究に専念できるような環境を提供する」とあるが、教育活動についてどう考えればよいか。大学院博士課程への指導など研究活動と密接に関連する職務は許容されるのか。もしくは、学部での教育活動まで許容されるのか。

(答)

本プログラムは、研究拠点形成プログラムであり、研究者が研究に専念できるような環境の提供を求めています。ここでいう教育研究以外の職務の減免とは、主に、当該研究者自身が行わなくても問題を生じない職務（管理事務その他の職務）の減免を想定しています。

教育活動については、研究への専念との兼ね合いとなりますが、出来る限り、大学院博士課程への指導など研究活動と密接に関連する教育活動や、拠点の次世代研究者育成に資するような教育活動に留めるといった配慮を行うなど、研究者が研究に専念できるような環境の提供が求められます。

問 36. 「職務上使用する言語は英語を基本とし」とあるが、「基本とし」とはどういう意味か。

(答)

ホスト機関本体との間のやり取り等、一部の手続き等については、日本語を使用せざるを得ないとの想定の下での表現であり、拠点内で職務上使用する言語は英語であることが要請されます。

問 37. 外国人研究者、ポスドクやリサーチ・アシスタント（RA）の給与について、上限等の制約はあるのか。

(答)

給与等の額について、制度的な制約はありません。各機関が、それぞれの責任において内規等を定め、適切と判断する額を支給してください。

なお、文部科学省としては、第 3 期及び第 4 期科学技術基本計画の趣旨を踏まえ、WPI 拠点において RA を雇用する場合、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨します。

(参考)

第 4 期科学技術基本計画

優秀な学生が大学院博士課程に進学するよう促すためには、大学院における経済支援に加え、(中略) 多様なキャリアパスを確保する必要がある。このため、国として、博士課程の学生に対する経済支援、学生や修了者等に対するキャリア開発支援等を大幅に強化する。

<推進方策>

- ・国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、(中略) RA (リサーチアシスタント) など給付型の経済支援の充実を図る。これらの取組によって「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。」という第3期基本計画における目標の早期達成に努める。

問 38. 国内の研究者に対しスタートアップ研究費を支給することは可能か。

(答)

国内他機関からの招へい研究者に対しても、その研究者の招へいに必要なスタートアップ研究資金を支給することは可能です。ただし、スタートアップ研究資金によって行われる研究は拠点形成と関連する研究でなければなりません。

また、本プログラムが、研究資金の提供を主たる目的とする通常のプログラムとは全く性質の異なるものであることを踏まえ、研究費への支出は、真に必要なものに限定するようにお願いします。

問 39. 「海外、国内他機関から招へいする研究者については、拠点構想への参加の意思を示した書簡を添付」とあるが、どの程度の内容のものが求められるのか。

(答)

拠点構想が採択された場合には、当該構想への参加を検討するという内容、もしくはそれ以上のものが求められます。なお、媒体としては E-mail を添付することも可能です。

【研究資金等の確保について】

問 40. 競争的資金等の研究費に付随する間接経費をホスト機関から提供されるリソースとしてカウントできるのか。

(答)

カウントできます。

問 41. 本件プログラムからの支援額と同程度以上のリソースについて、ホスト機関が提供する施設・設備の対価額や、ホスト機関にもともと所属している研究者に支給される給与や配分される研究費(当たり研究費など)などを、同程度以上のリソースに含めてよいのか。

(答)

ホスト機関が提供する施設・設備の使用料相当分、研究者の給与、ホスト機関から配分される研究費などは「ホスト機関からの現物供与等」として「リソース」に計上して構いません。

問 42. 研究者に支給される給与等は原資が何であろうと（運営費交付金等の財源を問わず）、「ホスト機関からの現物供与等」として「リソース」に含めてよいか。

（答）

「ホスト機関からの現物供与」については、特に原資は問いません。

問 43. 研究者に支給される給与等を「リソース」に含める場合に、支給額全てを「リソース」に含めてよいか。

（答）

研究者の給与を現物供与としてリソースに含める場合は、当該研究者のエフォートを考慮してください。（「主任研究者・拠点長候補者個人票」における「エフォート①の合計：(b+c) %」を用いてください。）

問 44. 「当該拠点に参加する研究者が獲得する競争的資金等の研究費」とあるが、この競争的資金の定義はあるのか。日本国内外を問わず、全ての公募により獲得する研究資金等と考えてよいのか。

（答）

公募要領に言う「競争的資金等の研究費」については、競争的資金以外にも、国内外を問わず 拠点に所属する研究者が獲得した全ての外部資金による研究費が含まれると考えます。

なお、「競争的資金」そのものについては、以下の URL を参照してください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/10ichiran.pdf>

問 45. 本プログラムにおける研究事業に参加する研究者がこれまでに獲得した外部資金の額は、全額将来の外部資金の獲得額を推計する上で組み込むことができるのか。

（答）

競争的資金等の研究費については、「研究活動の実施に必要となる時間に占める、本件拠点における研究活動（競争的資金による研究活動も含む。）の実施のために割く時間の割合」を勘案して算入することとしており、将来の外部資金の獲得額を推計する上でも同様の想定をおくものとします。（当該研究者が全ての研究活動の本拠点において実施する場合は、その研究者が獲得した外部資金の全額を組み込むことができます。）

問 46. ホスト機関のコミットメントとして、「当該拠点が、拠点運営及び拠点における研究活動のために、本件プログラムからの支援額と同程度以上のリソースを確保するにあたり必要な支援を行う」とされているが、リソースの具体例として示されている競争的資金も寄付も 100%確実なものではない。かかる資金が確保できず、本格的な研究活動が実施できない事態が生じた場合、どのような対応をとることを期待しているのか。また、そのような事態が生じた場合の責任主体は誰になるのか。

(答)

「本件プログラムからの支援額と同程度以上のリソースを確保する」責任は一義的には拠点構想責任者たる拠点長が負うこととなりますが、当該リソースが確保できなかったことにより拠点構想が実施し得なくなった場合の最終的な責任は、全体責任者たるホスト機関の長が負うこととなります。

なお、必要なリソースの確保が十分にできず拠点構想を実施できなくなった場合には、本件プログラムからの支援を打ち切らざるを得なくなるものと考えます。

問 47. リソースに組み込むことができない競争的資金等はあるのか。

(答)

プロジェクト型の競争的資金等外部資金に関しては全てリソースに組み込むことは可能です。拠点型の外部資金を新たに受託して、リソースに組み込むことに関しては、本プログラムの目的との関係により、個別に判断する必要があります。

問 48. 企業からの寄付金をリソースに組み込むことは可能か。

(答)

企業からの寄付金をリソースに計上することは可能です。

問 49. 運営費交付金の特別研究経費はリソースに組み込むことは可能か。

(答)

運営費交付金の特別研究経費をリソースに組み込むことは可能です。

【これまでの拠点形成の成果の活用について】

問 50. 既存の拠点形成措置の有無が審査に影響するか。

(答)

これまでの拠点形成の成果の活用により、公的な投資の有効活用が期待されるとともに、蓄積された努力を評価することもできることから、既存の拠点形成措置を活用した拠点構想の応募を奨励していますが、審査の際には、「9. (2) 選定に係る評価項目及び審査基準」にあるとおり、あくまでも拠点構想が、先鋭な研究領域に焦点を絞ることにより世界トップレベルの拠点形成を達成できるかどうかの評価されます。

なお、審査の結果、同程度の評価である場合は、既存の取組に囚われない拠点構想（新規の拠点構想）よりも、既存の拠点形成措置を活用した拠点構想の方が、優先的

に採択を考慮されることがあります。

問 51. 既存の国の施策等による拠点形成措置を活用した場合、当該施策等で受ける評価・フォローアップと、本プログラムにおける評価・フォローアップの関係如何。

(答)

当該の拠点形成措置の部分については、引き続き、当該施策等による評価・フォローアップを受けていただくことになります。

一方、本プログラムでは、既存の拠点形成措置を土台としつつ、本プログラム補助金を組み合わせて拠点全体の組織が再構築されることとなりますので、既存の拠点形成措置を含めた拠点全体について、世界トップレベル拠点を目指すという観点による評価・フォローアップがなされることとなります。その際、当該施策等による拠点形成措置の部分については、当該施策等にかかる事業趣旨・目的があることが基本的に尊重されることとなります。

問 52. 既存の国の施策による拠点形成措置を活用した場合、当該施策において代表者となっている者を本プログラムの拠点長候補者とすることは可能か。

(答)

可能です。

【資金計画について】

問 53. 世界トップレベルの研究者の活動を社会に見せるために現地見学会等の開催、ホームページの作成などのアウトリーチ予算を本補助金から支出することが可能か。

(答)

世界トップレベル研究拠点の形成に必要であれば、アウトリーチ予算についても本補助金から支出することは可能です。

問 54. 平成 24 年度の経費の明細を記載する欄に比べ、平成 25 年度以降の明細を記載する欄が半分になっているのは、平成 25 年度以降については人件費、事業推進費、旅費、設備備品等費、その他といった、大きな括りで記載すればよいのか。

(答)

応募様式の各欄については、必要に応じてサイズを変更し、公募要領の記載例のとおりに記載してください。

問 55. 本プログラムにおいて、10 年間は、当初の計画のとおり毎年度の予算規模が保証されるのか。

(答)

各年度の最終的な補助額は、当該年度における予算の確保状況に応じて調整されることとなります。

【ホスト機関のコミットメントについて】

問 56. 公募要領の「ホスト機関の中長期的な計画上に明確に位置付ける」ことについて、例えば、大学や独立行政法人の場合は、中期計画を改訂することとなると思うが、事業開始前や 24 年度からの中期計画への位置づけを必ずしも求めるものではないと理解してよいのか。

(答)

当該拠点構想を中長期的な計画上に明確に位置付けることについては、できるだけ早いタイミングで対応していただくことが望ましいと考えます。

しかしながら、必ずしも、事業開始当初からの対応を要件とはしておりません。今後の適切なタイミングに合わせて本プログラムで求める主旨の改訂を行なってください。

【その他】

問 57. 本活動で取得した特許などの知的財産の帰属はどこにすべきか。

(答)

知的財産の帰属については、ホスト機関の規定に従ってください。

問 58. 教育や人材育成は要件に含まれるのか、審査対象になるのか。

(答)

教育については、本プログラムの要件には入っておりませんし、審査の対象とはなりません。人材育成については、研究活動に付随するものとして評価される可能性があります。

問 59. 本プログラム終了後はホスト機関が人件費を支出する必要があるのか。

(答)

本プログラムの実施期間が終了した後も、当該拠点が「世界トップレベル拠点」であり続けることが求められているため、ホスト機関が拠点をサポートすることが求められます。

問 60. 海外のサテライト機関における知的財産の権利の取扱いはどうなるのか。

(答)

ホスト機関の規定に従うことが前提ですが、当該拠点の活動であれば、拠点の知的財産になります。海外の競争的資金による研究成果により生じた知的財産の取扱いについては、その競争的資金の求める知的財産の取扱いを踏まえた対応が必要となります。

【経費について】

問 61. 本プログラムが競争的資金でなくなったことにより間接経費がなくなったが、例えば光熱水費等は本補助金から支出することはできないのか。

(答)

本プログラムは、平成 23 年度より非競争的資金として整理され、間接経費は廃止となりました。その際、従来間接経費で措置していた拠点形成に必要な環境整備のための基盤的経費については、補助事業の趣旨に照らして精査し、直接経費の使途を見直しています。その中で、例えば光熱水費については、本事業の実施に直接要するものは事業推進費として、本補助金から支出できることとなっています。

なお、他にも本補助金から支出できるようになった事項のうちの主なものとしては以下のとおりですが、詳細につきましては、公募要領もしくは「国際研究拠点形成促進事業費補助金取扱要領（平成 23 年 3 月 28 日改正）」をご参照ください。

- ・「併任」として補助事業に参加する者に係る人件費
- ・経済性を考慮し大学等が一括して契約し、その分担を規程等で定められているもの
- ・補助事業を実施するために必要な建物及び附属設備並びに構築物の改造、修理又は附属設備等の据付などの経費で資本的支出となるもの（補助事業に必要となる機械及び装置並びにその他の附属設備の設置に係る建物等の改造等、居室・実験室の整備に係るもの）

問 62. 本補助金は、年度繰り越しが可能（繰越明許費）か。

(答)

補助金の交付決定時には予想し得なかった不測の事態により、当該年度内に補助事業が完了しない見込みのあるものについては、文部科学大臣を通じて財務大臣に繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰越して使用することができます。

（財務省への繰越承認要求は、文部科学省が行うため、財務大臣の承認を得た後、概算払いを受けた補助金のうち繰越相当分を文部科学省に一旦返還する必要があります。）

問 63. 外国人研究者等の宿舍を借り上げるための経費に本補助金を充てることは可能か。

(答)

可能です。各ホスト機関の内規等に従って、適切に取り扱うようにしてください。

なお、当該研究者が宿泊したことを示す記録を残すなど、補助金が適正に使用されたことがわかるようにしておくことが望まれます。

問 64. 本補助金により、退職金の支給は可能か。

(答)

退職金の支払いは可能です。ただし、算定期間は補助事業に係る期間のみとし、当該雇用者に退職金を支払う年度の補助金から支払う必要があります。

なお、当補助金を退職金の引当金として引き当てることはできません。

問 65. 学内施設の共用スペースを借りるための使用料や学内共同利用施設の機器使用料などの経費に本補助金を充てることは可能か。

(答)

学内規定等において、使用料等が定められている場合は、支出することが可能です。

問 66. 民間企業等が所有する土地・建物等の借料について、本補助金を充てることは可能か。

(答)

本事業を遂行する上で借り上げた土地や建物に関する借料については、本補助金からの支出が可能です。

問 67. ホスト機関内の他部局との併任者に対し、賃金・手当を本補助金から支出できるか。

(答)

ホスト機関内の他部局に在籍し、本事業の遂行のため当該拠点に併任される職員に係る人件費についても、適切な形態で本補助金からの支出が可能です。

問 68. 研究支援員、事務スタッフを雇用するにあたって、赴任・帰還の旅費を支給することは可能か。

(答)

本事業に関する用務であれば、支給することは可能です。

問 69. 本プログラムに係る外国人研究者の子どもの教育のため、外国語を話せる教師を日本の公私立学校において雇用することとした場合、これに係る経費の一部を本補助金から支出することは可能か。

(答)

当該経費については、直接的な支出はできません。

なお、例えば、手当の一部として「子女教育手当」等を規定し、給与の一部として外国人研究者に支給することは可能です。(その場合、当該外国人研究者が当該経費を負担することになります。)

問 70. 必要な最先端設備の開発・整備などの R&D については、研究費とは区別し、本補助金の支出の対象となるのか。また、対象となる場合の上限額や対象範囲はどのように判断するのか。

(答)

本事業の遂行に必要不可欠な設備の研究開発費については、本補助金から支出できます。

ただし、本補助金は設備の整備を目的としていないことにご留意ください。(審査の際には、経費の使途が適切であるかどうか判断の対象となります。)

問 71. 連携機関やサテライト機関に本補助金から人件費やスタートアップ経費の支出は可能か。

(答)

可能です。

問 72. サテライト機関に本補助金から支出できる経費に制限はあるのか。

(答)

サテライト機関の活動が当該拠点の活動とみなせれば人件費等の経費を支出可能ですが、連携先の研究費を支出するという位置付けのものではありません。

問 73. 公募要領<別添 1>の 1. 経費の使途可能範囲 (2) 事業推進費に関する記載において、大学院博士課程在学者、大学院博士課程修了者などに、奨学金、研究奨励金その他名称の如何を問わず、研究に専念する機会を与えるためなどに支給するすべてのものは補助対象外にするとあるが、一方で、2. 経費の使途の具体例の記載において、RA、ポスドクなど、優秀な若手研究者の支援に必要な経費は支出可能とある。両者の整合性は如何。

(答)

RA やポスドクに当該拠点のための研究活動の対価として人件費を支出することは可能ですが、単なる奨学金等は認められません。

【審査要領について】

問 74. 審査にあたっての着眼点の中に、「本プログラムが終了した後も、当該拠点が「世界トップレベル拠点」であり続ける」とあるが、本プログラム終了後は、独立した拠点として存続する必要があるということか、それとも大学の中で活動が続いていくというイメージか。

(答)

どういう形であれ、その拠点としての活動が、プログラムの終了以降も続いていくことが必要と考えます。すなわち、10 年間という時限のものでない、「目にみえる拠点」を作っていただきたいというのが本プログラムの本来の主旨です。

【事前応募登録書及び応募書類について】

問 75. 応募書類の様式や様式に記載されている各項目を改変してもよいか。

(答)

応募書類の作成にあたって、様式や様式に記載されている各項目（注意書きを含む。）の改変、削除はできません。

なお、指定された字数、ページ数の範囲内で、枠を縦に伸縮させることは可能です。

問 76. 事前応募登録書及び応募書類にページ制限はあるか。また、要求されている以外の資料を補足資料として添付することは可能か。

(答)

事前応募登録書は拠点ごとに英語、日本語の 2 つのバージョンについて、それぞれ 1 枚で作成してください。

また、応募書類の「1. 拠点構想等の概要について」は、英語、日本語の 2 つのバージョンについて、それぞれ A4 版 3 枚以内で作成してください。それ以外についてはページ制限はありませんが、審査員が評価するということを考慮して常識の範囲内で作成してください。

なお、要求されている以外の資料を補足資料として添付することはできません。

問 77. 事前応募登録書に添付する論文は、レベルが高いものを選ぶべきなのか、拠点の構想に主眼をおいたものを選ぶべきなのか。

(答)

事前応募登録書は、書類審査において、「研究内容の観点から選定するレビュー」を選ぶために用いられるものであり、審査の対象となるものではありません。したがって、同登録書に添付する論文についても、拠点構想における研究の内容がより明確となるものをお選びください。

問 78. 事前応募登録書等のホスト機関の長の欄の記載について、ホスト機関の長の交替が予定されている場合は、どのように記載すればよいのか。

(答)

ホスト機関の長の交替が予定されている場合は、提出時のホスト機関の長の氏名を記載し、その横に括弧書で着任予定の者の氏名及び着任予定年月日を記載してください。

問 79. 事前応募登録書及び応募書類の電子データは、PDF ファイルに変換する必要があるか。

(答)

ともに、ダウンロードしたファイル形式（Excel あるいは Word）のままで提出してください。

問 80. 「拠点長候補者がどのような拠点の構築を目指し、如何に達成するかビジョン」は英語、日本語の 2 つのバージョンを添付する必要はあるか。

(答)

応募書類の「1. 拠点構想等の概要」の後に英語、日本語の両バージョンを添付して下さい。

問 81. 「2. 拠点構想」に添付する拠点長候補者に対する「拠点が対象とする研究分野で世界的な業績のある研究者の推薦状」には署名が必要か。

(答)

推薦状には署名が必要です。

問 82. 添付様式 1、2 以外の添付資料は、電子データにして提出する必要があるか。

(答)

添付様式 1、2 以外の添付資料も電子データにして提出してください。

問 83. 応募書類を提出した後、不備がみつかった場合、差し替えは認められるのか。

(答)

応募書類提出後の差し替えは一切認められません。